

計画の目標と方針

1 基本理念から施策展開の方向まで 変更なし

《現行計画書 P.61 第四章1:現行計画書から変更なし(参考記載)》

現行計画では、大きな目標「基本理念・みどりの将来像・将来像の実現に向けた目標」と、それらを達成するための「7つの基本方針」に基づく「14の施策展開の方向」を定めました。計画期間の後半も、引き続き、この基本方針等に基づき、目標の実現を図ります。



みどりの基本計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

2 みどりの将来像

一部更新

《現行計画書 P.45 第三章1:「みどりの将来像」を、下段の表のとおり時点更新》

現行計画に示した「みどりの将来像図」については、以下のとおり時点更新を行いました。



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	名称変更：くりはまみんなの公園から久里浜1丁目公園へ 拠点の追加：久里浜1丁目公園を交流拠点とする (旧くりはまみんなの公園を自然の拠点から削除し、交流拠点のみとする。)	
③	名称変更：かがみ田谷戸から野比かがみ田緑地へ	都市公園化
④	名称変更：長坂5丁目市民緑地(沢山池の里山)から(沢山池の里山)へ	市民緑地から都市公園化(予定地)
⑤	拠点の追加：夏島公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑥	拠点の追加：馬堀自然教育園を交流拠点とする	
⑦	拠点の追加：千代ヶ崎砲台跡を交流拠点とする	公開開始、交流視点としての新規位置付け
⑧	拠点の追加：走水水源公園を交流拠点とする	都市公園化、交流視点としての新規位置付け
⑨	拠点の追加：久里浜1丁目第2公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑩	拠点の追加：平和中央公園を自然拠点とする	公園のリニューアル
⑪	拠点の追加：走水水源公園を自然拠点とする	都市公園化、自然視点としての新規位置付け
⑫	拠点の追加：長井海の手公園(ソレイユの丘)を自然拠点とする	自然視点としての新規位置付け
⑬	拠点の変更：富浦公園を交流拠点から自然拠点へ変更する	現況より位置付けの変更

3 みどりの将来像の実現に向けた目標

一部更新

《現行計画書 P.49～50 第Ⅲ章3:公園の管理視点の目標の追加及び時点更新》

中間見直しでは、みどりの将来像の実現に向けた目標の各項目について見直し、主に都市公園に関する事項を更新及び追加しました。

みんなの力で

「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」

↑変更なし 《現行計画書 P.49 第Ⅲ章3:本市が目指していくべき「みどり」の目標に変更なし(参考記載)》

中間見直し後も、みどりの将来像、「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」の実現に向け、本市が目指していくべき「みどり」における目標を、上記のとおりとします。

みどりの量の維持・向上により、みどりが私たちの豊かな暮らしに大きく貢献するとともに、地球温暖化対策や生物多様性の確保に寄与することができます。そして、質の高いみどりとは、量だけで計ることのできない、みどりの持つ機能などを、より効果的により良い状態にしていくことです。

また、みどりは安全に、かつ誰もが親しめる状態に保つことにより価値が高まり、その結果として、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値を高めることにも寄与すると考えます。

(1) みどりの量の維持・向上

◇緑被率(約54.5%)の維持・向上を目指します。

↑一部更新 《数値目標である緑被率を、平成27年度の最新値に更新》

◇近郊緑地保全区域(2地区:約1,012.0ha)及び風致地区(5地区:1,355.7ha)を維持し、みどり豊かなまちづくりを目指します。

◇都市公園面積(約571ha)を維持していくとともに、適切な配置を目指します。

↑一部更新 《数値目標である都市公園面積を最新の令和2年度末の値に更新及び市民一人当たりの公園面積の取扱を削除》

みどりの量を表す数値には様々な捉え方があります。

そこで「誰にでもわかりやすく、地球環境問題などの直面する課題に対応する」という視点から、「樹木や草地など植物で覆われた土地(樹林地、草地、田畑など)の面積」を「緑被率」として本市におけるみどりの全体量を表す指標としました。

本市の緑被率は54.5%(H27年度調査:54.5%、H22年度調査:53.8%)で、市民生活に必要な都市施設の整備や、市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊危険区域における防災工事の施工などにより、今後も減少する可能性があります。

そこで当面は、市民・事業者・行政等が協力しながら、今あるみどりを守り、つくることで、減少するみどりの量を抑え、維持していくことが求められます。

そして将来的には、人口減少等に伴う市街化区域の谷戸地域の低密度化に対応したみどりの再生などにより、緑被率の向上を目指すことが求められます。

また、近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴である骨格となる丘陵のみどりなどを守りながら活かし、みどり豊かなまちづくりを目指します。

＜以下、都市公園について更新＞

なお、本市の市民一人当たりの公園面積は 14.67 m²/人（令和2年3月31日時点）で、県内の自治体の中では特に整備が進んでいると言えます。これは過去に市内各所に存在し、一般の人々が立ち入ることができなかった旧軍施設(国有地)の多くが譲与され、都市公園として整備し市民の健康や憩いの場として活用してきたことと、近郊緑地特別保全地区や市街化区域内において買い取りや寄附によって市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきたことの成果と捉えています。

これらの都市公園について、今後も市民に親しまれるとともに、集客性と魅力あるまちづくりに寄与し続けられるよう、市民・利用者・その他の意見を参考にしながら、必要に応じて機能や施設の配置について検討し、市民ニーズに応えられる公園の整備及び改修等に努めます。

また、その際には、都市公園に関する現状から基本方針等を体系的にまとめて記載した「都市公園の整備・管理の方針（令和4年（2022年）3月）」に基づき、取り組みます。

＜参考＞一人当たりの都市公園面積について（H30 都市公園法運用指針より抜粋）

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たっては、都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを定量的に明らかにする必要があります。このため、施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10 m²以上」、「5 m²以上」を参酌すべき基準として定めている。この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 10 m²という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10 m²を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから 10 m²以上としているものである。

（2）みどりの質を高める

- ◇目に見える「みどり」を増やします。
- ◇より身近に親しめる「みどり」を増やします。
- ◇多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の再生を目指します。
- ◇特定外来生物等の排除を目指します。
- ◇市民のニーズに合った都市公園の整備・管理を推進します。
- ◇官民連携による都市公園の積極的な活用を推進します。

←新規

←新規

《公園の管理の視点を加えた目標を新規追加》

みどりの質とは、みどりの持つ機能や役割を発揮させることで得られる効果のことで、単に数値だけで計ることができません。みどりをより良くしていくための個別目標の実現や様々な取組（=施策の展開）により、その機能や役割を発揮させ、より良い状態が保たれていくことで「質の向上」が図られます。

道路面等に植栽することや街路樹を適切に維持管理していくこと（目に見える「みどり」を増やすこと）により、道路を利用する人にとって心の安らぎが得られたり、都市景観の向上が図られたりするなど、投資効果の高いみどりになると考えられます。

都市公園等は、これまでも比較的みどりの少ない街なかでも多くの市民にみどりに親しむ場を提供してきました。今後は、より多くの人々が、さらにみどりを身近に親しめるような場の確保や機会を提供していくことが求められます。

魅力ある良質なみどりは、「住み続けたいまち」として、また市外からの観光や集客の効果があり、「定住人口」や「交流人口」増加など、本市の持続的発展には欠かせない「価値のあるみどり」となると考えられます。

外来種は、生息分布を拡大しながら、その土地に従前から存在していた生物（在来種）を駆逐し、生態系を破壊したり、農作物被害や生活被害をもたらすなど、様々な悪影響を与えます。特に、特定外来生物（クリハラリス（タイワンリス）、アライグマ、オオキンケイギク等）は、すでに本市でも多くの被害や生育が確認されていることから、排除していくための施策を展開していくとともに、今後は、その他の外来生物の動向にも注意が必要です。

また、谷戸田などの里山的環境が多くあった時代は、本市にも三浦半島の豊かな自然環境を示す多種の生物が生息していました。しかし、近代化に伴う都市化と生活様式の変化に伴って、そうした場は荒廃するとともに、みどりの質が低下しました。

そこで今後は、それらの荒廃した場を自然豊かなみどりとなるよう、市民と行政等の協力により、再生に取り組みます。それにより、人々が身近に自然環境とふれあい、いきいきとした豊かな暮らしに大きく貢献することができます。

なお、樹林地等のみどりは、これまで量を確保していくことに比重が置かれていましたが、近年の気候変動による集中豪雨などの極端気象等に対応するため、今後は量だけでなく、防災性や安全性を重視していく必要があります。さらに、子どもから高齢者等の誰もが親しめるみどりとしていくためには、そのみどりの安全性の確保も大切です。

こうしたみどりの安全性の向上も、質を高める視点として重要な要素です。

＜以下、都市公園に関する事項を追加＞

本市ではこれまで、全国に先駆け公園のPFI事業を進めたことや、その後もプロ野球球団やプロサッカーチームとの連携やPark-PFIの実施等の官民連携事業にも取り組んでおり、公園行政において先進的な自治体であると認識しています。

今後もこうした官民連携をさらに進め、市民のニーズに応じた都市公園の整備や管理とともに、活用も促進します。なお、その際には、パークマネジメント^{*}の視点を取り入れます。また、これらを通して、地域の活性化や地域コミュニティの促進など市民に有益な公園であるとともに、気候変動時代や感染症の拡大時においても安全で安心できるような公園の管理・運営に引き続き取り組んでいきます。

^{*}パークマネジメントの詳細については、第Ⅲ章（P.55）または資料編（P.112）参照。

4 方針図及び公園の配置図

一部更新

《現行計画書 P.67～77 第IV章2:各方針図を、以下の表のとおり時点更新》

現行計画では、各視点ごとに方針図を掲げています。今回の中間見直しに際して、図面の情報を見直し、時点更新を行いました。

■全体【現行計画書：一、中間見直し（本書）：一】

主な更新点	<ul style="list-style-type: none"> ・名称が変更された公園を反映 例) 中央公園→平和中央公園 など ・新規公園の追加、リニューアル公園の更新 例) 走水水源地公園、くりはまみんなの公園* など ・公園区域等を令和3年度時点に修正 例) 長井海の手公園 など
-------	---

*くりはまみんなの公園は、久里浜1丁目公園として再整備しています。また、代替公園である久里浜1丁目第2公園を、新たに整備しました。

■安全・安心に関するみどりの方針図【現行計画書：P.67、中間見直し（本書）：P.32】

主な更新点	更新なし
-------	------

■自然環境の保全に関するみどりの方針図【現行計画書：P.69、中間見直し（本書）：P.33】

主な更新点	・自然環境を有する拠点の維持・活用となる公園の追加 例) 平和中央公園 など
-------	--

■みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図【現行計画書：P.71、中間見直し（本書）：P.34】

主な更新点	・市街地の緑化推進・目に見える緑化推進・安全に楽しめる公園整備区域の修正
-------	--------------------------------------

■交流・身近・親しみに関するみどりの方針図【現行計画書：P.71、中間見直し（本書）：P.35】

主な更新点	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの拠点の積極的活用となる公園の追加 例) 走水水源地公園 など ・観光拠点の活用となる公園の追加 例) 長井海の手公園 など ・みどりの拠点の積極的活用から観光拠点の活用へ変更 例) 追浜公園 など ・みどりの拠点の積極的活用の削除 例) 久里浜1丁目公園 など ・エコツアーの実施区域の修正
-------	--

■景観と歴史に関するみどりの方針図【現行計画書：P.75、中間見直し（本書）：P.36～37】

主な更新点	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観」と「歴史」についてそれぞれ整理し、「景観に関するみどりの方針図」及び「歴史に関するみどりの方針図」に分割 <景観に関するみどりの方針図> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望に優れたみどりの拠点の追加 例) 走水水源地公園 <歴史に関するみどりの方針図> <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財またはその他歴史的資産の追加 例) 平和中央公園 など ・整備構想の追加 例) 大矢部弾庫跡 ・ルートミュージアム構想を反映（資料編P.112参照）
-------	--

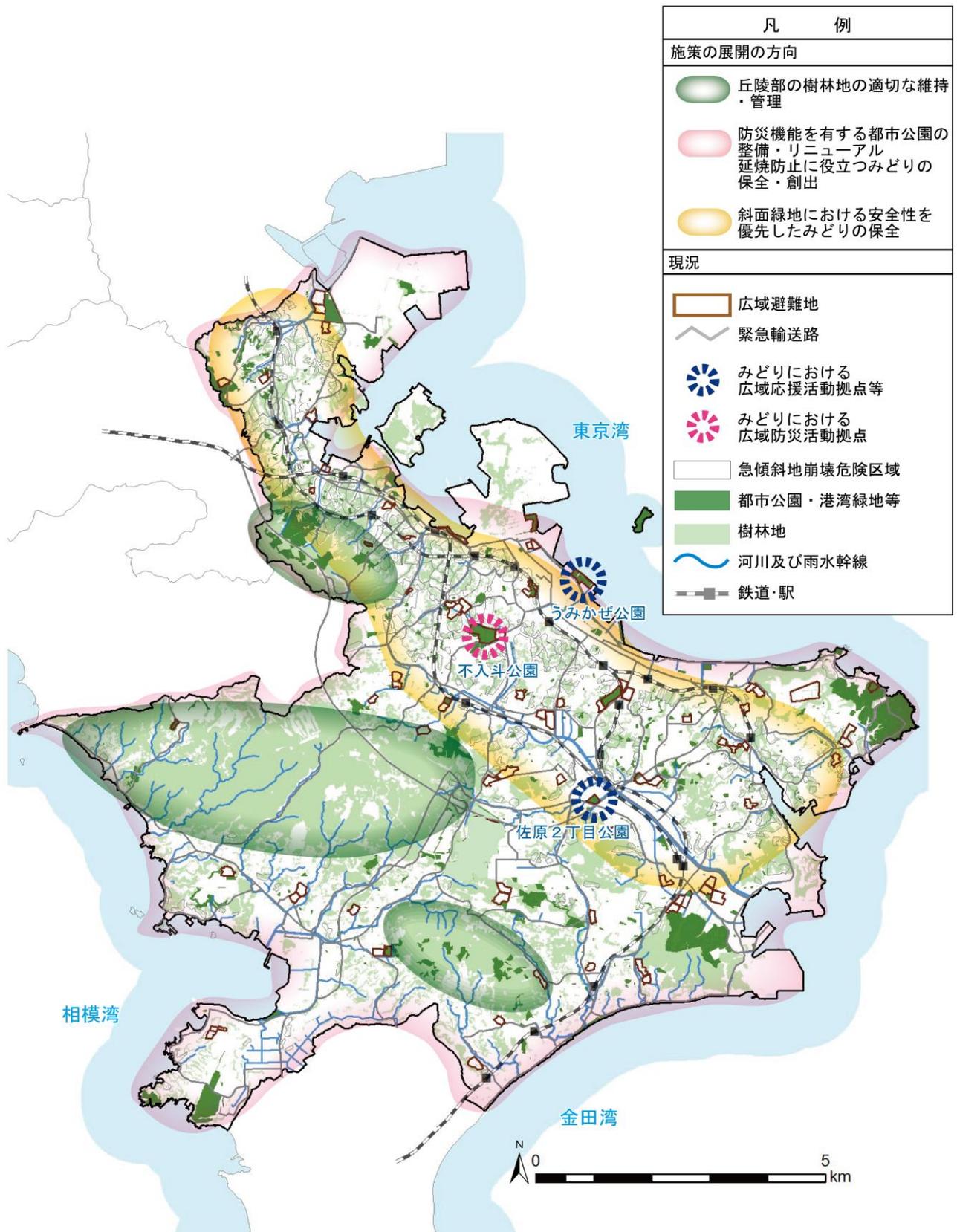
■公園レベルごとの配置図【現行計画書：一、中間見直し（本書）：P.38】

主な更新点	・施策展開の核となる4大拠点のほか、地域ごとの拠点となる公園、市民に身近となるサテライト公園を示した「公園レベルごとの配置図」を新規に追加
-------	---

なお、中間見直し（本書）第IV章ゾーン別計画の各ゾーン別将来図においても、図面の時点更新を行っています。第IV章での時点更新は施設整備や計画に関する情報のみ更新を行っており、自然環境に関するデータについては変更ありません。

(1) 安全・安心に関するみどりの方針図 ←変更なし

《現行計画書 P.67 第IV章2:本方針図に変更なし(参考記載)》



(2) 自然環境の保全に関するみどりの方針図 ←一部更新

《現行計画書 P.69 第IV章2:本方針図を、下段の表のとおり時点更新》



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	名称変更：かがみ田谷戸から野比かがみ田緑地へ	都市公園化
③	名称変更：長坂5丁目市民緑地(沢山池の里山)から(沢山池の里山)へ	市民緑地から都市公園化(予定地)
④	拠点の追加：平和中央公園を自然環境を有する拠点の維持・活用とする	公園のリニューアル
⑤	拠点の追加：走水水源公園を自然環境を有する拠点の維持・活用とする	都市公園化、現況より新規位置付け
⑥	拠点の追加：長井海の手公園(ソレイユの丘)を自然環境を有する拠点の維持・活用とする	現況より新規位置付け
⑦	拠点の削除：くりはまみんなの公園を自然環境を有する拠点の維持・活用から削除する	公園のリニューアル
⑧	整備構想の追加：大矢部弾庫跡を整備構想とする	新規整備構想の追加

(3) みどり豊かな市街地に関するみどりの方針図 ←一部更新

《現行計画書 P.71 第IV章2:本方針図を、下段の表のとおり時点更新》



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：長坂5丁目市民緑地から（仮称）長坂緑地へ	市民緑地から都市公園化（予定地）
②	区域変更：市街地の緑地推進・目に見える緑化推進・安全に楽しめる公園整備区域を変更	緑地推進等の構想見直しに伴う変更

(4) 交流・身近・親しみに関するみどりの方針図 ←一部更新

《現行計画書 P.73 第IV章2:本方針図を、下段の表のとおり時点更新》



凡 例	
施策展開の方向	
	人々の生活に身近なみどりの保全・創出
	みどりの拠点の積極的活用
	プロムナード・散歩道の充実
	観光拠点の活用
	エコツアーの実施
	整備構想
現況	
	都市公園・港湾緑地等
	樹林地
	農業振興地域内農用地区域
	主要道路(主要道路)
	鉄道・駅

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	名称変更：走水水源地から走水水源地公園へ	都市公園化
③	名称変更：くりはまみんなの公園から久里浜1丁目公園へ 拠点の削除：久里浜1丁目公園をみどりの拠点の積極的活用から削除する (旧くりはまみんなの公園をみどりの拠点の積極的活用から削除し、観光拠点の活用のみとする。)	公園のリニューアル
④	名称変更：長坂5丁目市民緑地(沢山池の里山)から(沢山池の里山)へ	市民緑地から都市公園化(予定地)
⑤	拠点の追加：貝山緑地をみどりの拠点の積極的活用、観光拠点の活用とする	公開開始
⑥	拠点の追加：走水水源地公園をみどりの拠点の積極的活用とする	都市公園化
⑦	拠点の追加：久里浜1丁目第2公園をみどりの拠点の積極的活用とする	新規整備
⑧	拠点の追加：平和中央公園を観光拠点の活用とする	公園のリニューアル
⑨	拠点の追加：旗山崎公園を観光拠点の活用とする	公開開始
⑩	拠点の追加：千代ヶ崎砲台跡を観光拠点の活用とする	
⑪	拠点の追加：長井海の手公園(ソレイユの丘)を観光拠点の活用とする	観光視点としての新規位置付け
⑫	拠点の変更：追浜公園をみどりの拠点の積極的活用から観光拠点の活用へ変更する	新規施設の設置
⑬	拠点の変更：ペリー公園をみどりの拠点の積極的活用から観光拠点の活用へ変更する	観光視点としての新規位置付け
⑭	その他：走水海水浴場の削除	エコツアー候補地の見直しによる削除
⑮	その他：荒崎公園エコツアー区域を変更(区域を荒崎周辺へ拡充)	エコツアー開始に伴う変更

(5) 景観に関するみどりの方針図 ←一部更新

《現行計画書 P.75 第IV章2: 本方針図を、歴史に関する方針図から分割し、本方針図を、下段の表のとおり時点更新》



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	拠点の追加：走水水源地公園を眺望に優れた緑の拠点とする	都市公園化

(6) 歴史に関するみどりの方針図 ←一部更新

《現行計画書 P.75 第IV章2: 本方針図を、景観に関する方針図から分割し、本方針図を、下段の表のとおり時点更新》



凡 例	
施展開の方向	
	歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出
	整備構想
現況	
	都市公園・港湾緑地等
	樹林地
	農業振興地域内農用地区域
	河川及び雨水幹線
	自然海岸・半自然海岸
	指定文化財
	その他歴史的資産
	主要道路
	鉄道・駅
	ルートミュージアム（見学可）
	ルートミュージアム（特別公開）

※ルートミュージアムについては、資料編（P.112）参照。

現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	名称追加：夏島公園（夏島貝塚）を追加	指定文化財等の記載の補足
③	拠点の追加：千代ヶ崎砲台跡を指定文化財とする	公開開始、指定文化財として新規指定（H27.3月）
④	拠点の追加：猿島砲台跡を指定文化財とする	指定文化財の新規指定（R1年）
⑤	拠点の追加：万代会館を指定文化財とする	指定文化財の新規指定（R1年）
⑥	拠点の追加：平和中央公園を他の歴史的資産とする	公園のリニューアル
⑦	整備構想の追加：大矢部弾庫跡を整備構想とする	新規整備構想の追加
⑧	その他：ルートミュージアム（見学可・特別公開）構想の追加	新規構想の追加

(7) 公園レベルごとの配置図 ←新規 《公園の施策展開の核となる4大拠点等を明示した図を、新規追加》

中間見直しにより、新たに追加した公園の将来像では、みどりの基本計画で定める5つの推進施策とともに、市内の地域資源との連携を見据え、施策展開の核となる「4大拠点」のほか、公園が有する多様な機能を発揮し地域を特徴付ける「拠点となる公園」、さらに、地域活動やコミュニティの中心として地域住民の快適性向上や地域の魅力を増進する「サテライト公園」の位置関係を示しています。

